

水溶性液体について

【照会】

界面活性剤を含有する物品を、1 気圧、温度 20 で同容量の純水と緩やかにかき混ぜたとき、流動がおさまった後も混合物が均一な外観を維持する場合は、当該混合液が懸濁液（コロイド溶液）となる場合であっても、当該物品は令別表第 3 備考第 10 号に規定する水溶性液体に該当するか。

【回答】

お見込みの通り。

（平成元年 12 月 21 日 消防危第 114 号 各都道府県消防主管部長あて 危険物規制課長通知）